

2015

X/6

2015 X/8

マイナンバー

◆◆こう変わる

①

日本に住む全ての人に

割り当てる社会保障と税

の共通番号（マイナンバ

ー）の通知が約半年後に

迫った。マイナンバーで

何ができる、暮らしへどう

変わらのかをまとめた。

2015年10月から住

民票に記載された住所に

市区町村が簡易書留で12

桁のマイナンバーを通知

する。通知は世帯ごとで

4人家族なら4人分のマ

イナンバーが届く。

がマイナンバーを使って

する。通知は世帯ごとで

4人家族なら4人分のマ

イナンバーが届く。

12桁、10月から通知

マイナンバー導入のスケジュール

2015年
10月～

◆市区町村がマイナンバーを通知

16年～

◆行政が税、社会保障、災害の3分野で個人情報を管理

◆企業が源泉徴収票に記載し国などに提出

◆子どもNISAの申請期間を短縮

17年～

◆行政手続きで住民票などの添付書類不要に

◆ネットで税金や年金の記録を閲覧、納税や保険料納付も

◆引っ越し手続きの一元化

18年～

◆預金口座にマイナンバーを任意で登録

◆カルテなど医療情報への利用を検討

社会保障と税、災害対策の3分野に限って個人情報を管理を始める。個人情報の名寄せをしやすくして税や社会保険料の徴収、給付を適正化する。個人にも様々な恩恵がある。行政手続きではマイナンバーを窓口で伝えれば住民票などの添付書類が不要になる。ネット上に設ける個人ページで情報の管理を始める。個人関がオンラインで情報をやりとりするのは17年1月からで、そこに自治体も加わるのは17年7月以後だ。個人ページの閲覧も17年からになる。

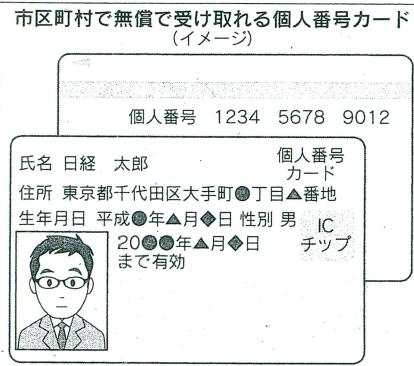
16年からできるのは子ども版の少額投資非課税制度（NISA）の口座開設手続きだ。マイナンバーを金融機関に伝えれば、口座の開設にかかる時間が短縮できる。年金記録の照会も16年からでききるようになる。

恩恵、多くは17年から

マイナンバーが国民にとって便利な制度になるかどうか。そのカギを握るのが個人番号カードだ。2016年から市区町村の窓口で無償で受け取れる。表には顔写真のほか、名前、住所などが記載され、裏面に12桁のマイナンバーが載る。ICチップが埋め込まれており、カードに表記されている情報が記録される。17年からはこのカード

マイナンバー

②



市区町村で無償で受け取れる個人番号カード（イメージ）

を持つて行政窓口に行けば、児童手当の申請などでも源泉徴収票や所得証明書、住民票などの添付書類の提出が不要になる。個人カードは本人確認用の身分証として、これまでの免許証やパスポートの代わりに様々な場面で使える。マイナンバーの利用は制限が多いが、カードは番号が書かれた裏面をコピーしなければ民間企業が本人確認に使うことも認めている。

さらに、市区町村は条例を定めることで個人カードを独自に利用

申請の添付書類不要に

できる。例えば、公立図書館の利用カードや印鑑登録証としての機能を持たせたり、コンビニで住民票を発行するサービスなどに使つたりできる。将来は民間に利用を拡大することを検討している。社員証やクレジットカード、キャッシュカード、健保証としても使えるようになる予定だ。協力する企業を増やし、利便性を高められることが普及のカギを握る。17年に政府がネット上を開くマイナンバーの個人ページへのアクセスにもカードが必要となる。